（免許証の書換え交付申請）

第五条　（略）

2　前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

3・4　（略）

（免許証の再交付申請）

第六条　（略）

2　前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書を添えなければならない。

3・4　（略）

（免許証の書換え交付申請）

第五条　（略）

2　前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

3・4　（略）

（免許証の再交付申請）

第六条　（略）

2　前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

3・4　（略）

様式第一中「厚生労働大臣　　殿」を「厚生労働大臣　殿」に改める。

様式第二中「3　変更前の氏名又は本籍地都道府県名若しくは国籍」を「3　変更前の氏名、本籍地都道府県名若しくは国籍又は性別」に、「厚生労働大臣　　殿」を「厚生労働大臣　殿」に改める。

様式第四、様式第五、様式第六の二、様式第六の四、様式第六の五、様式第七及び様式第九中「厚生労働大臣　　殿」を「厚生労働大臣　殿」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年十月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）及び関係法令の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日　厚生労働大臣臨時代理　国務大臣　松山　政司

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第八十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄の介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百二十三条第一項中「十七　介護支援専門員（介護支援専門員として業務を行う者に限る。以下この章及び第百四十条の四十五において同じ。）の氏名及びその登録番号　十八　（略）」を「十七・十八　（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十一条の五第一項中「十七　介護支援専門員の氏名及びその登録番号　十八　（略）」を「十七・十八　（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十一条の六第一項中「十七　介護支援専門員の氏名及びその登録番号　十八　（略）」を「十七・十八　（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十一条の七第一項中「十六　介護支援専門員の氏名及びその登録番号　十七　（略）」を「十六・十七　（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十一条の八第一項中「十九　介護支援専門員の氏名及びその登録番号　二十　（略）」を「十九・二十　（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十一条の八の二第一項中「十八　介護支援専門員の氏名及びその登録番号　十九　（略）」を「十八・十九　（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十二条第一項中「十六　介護支援専門員の氏名及びその登録番号　十七　（略）」を「十六・十七　（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十四条第一項中「十八　介護支援専門員の氏名及びその登録番号　十九　（略）」を「十八・十九　（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十六条第一項中「十九　二十